
QA58 承諾書を提出しないと、「健康診査」を受診できないのでしょうか

県民健康調査「健康診査」の対象者であれば、承諾書への記入がなくても「健康診査」は受診できます。

承諾書は、「健診項目の結果や質問票への回答についての情報を、健診機関から、福島県立医科大学及び震災時にお住まいだった自治体に提供されること」についての同意を得るために提出していただいております。

放射線医学県民健康管理センターではこれらのデータを、個人が特定されない形で統計解析し、福島における避難住民の皆様の健康状態をいち早く把握し、対応を検討するために役立てます。また、皆様が震災時にお住まいだった自治体に提供し、住民の皆様の健康維持管理、増進活動へ活かしていただくことを目的としております。

承諾いただけない場合、健診結果について県民健康管理センターではお預かりすることができないため、当センターからご本人様への結果通知はできなくなります。この場合、健診機関から結果は通知されますが、後から再発行が必要になった場合は、ご自身で健診を受診された医療機関等へお問い合わせいただくことになります。再発行の手続き等について、別途ご相談ください。

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：2015年3月31日

本資料への収録日：2015年3月31日